

松川町奨学金貸与条例

昭和 46 年 9 月 20 日
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、松川町に居住し、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって、高等学校又は大学(これらと同等と認める学校も含む。)への就学が困難な者に対して、毎年度予算の範囲内で奨学金を貸与することを目的とする。

(貸与の資格)

第 2 条 奨学金の貸与を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 松川町に引き続き 1 年以上居住していること。
- (2) 学習意欲のある者
- (3) 経済的理由により就学困難と認められること。
- (4) 日本育英会その他の団体から別に学資等を受けていないこと。

(貸与の額)

第 3 条 奨学金の額は、別に定める。

(貸与手続)

第 4 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、その者の在学する学校長の推薦を受け、所定の期日までに別に定める書類を松川町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(貸付条件)

第 5 条 奨学金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 無利子とする。
- (2) 貸付期間 正規の修業期間

(奨学金の休止)

第 6 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の貸与を休止する。

(奨学金の停止)

第 7 条 奨学生が次の各号の 1 に該当したときは、その翌月分から奨学金の貸与を停止する。

- (1) 第 2 条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他奨学生として不適当と認めるとき。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年度から適用する。

附 則(平成元年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年度から適用する。

附 則(平成 14 年条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 2 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。